

令和 元年 5 月 1 日

四日市剣道協会
会長 駒田 和男

三滝剣道居合道同好会のご案内

目 的 本会は、四日市市三滝武道館を定常的に使用する人の便宜を図り、かつ親睦を深め、稽古を通じて武術の向上と剣心活人を目的とする。

名 称 本会は、事務局を四日市剣道協会内に置き、名称は、三滝剣道居合道同好会と称する。

会 員 一般会員 --- 年齢 18 歳以上の個人とする。
そ の 他 --- 指導者又は保護者同伴の青少年（18 歳未満）も稽古に参加する事が出来る。

世話人 本会は、四日市剣道協会から選出された幹事及び会計を置く。

運 営 四日市市運動施設の設置及び管理に関する条例と施行規則に則り、四日市剣道協会との堅密な連絡調整のうえ行うものとする。
剣道稽古日：毎週火・土曜日の 19 時から 21 時まで
居合道稽古日：毎週 水 曜 日の 19 時から 21 時まで

会 費 会費は、1 人月額 1,000 円とし、会費袋に入れて幹事又は会計に手渡す。
非定常的に稽古する人は、その都度 大人 200 円、小人 100 円を竹筒に入れる。
補足 1 会費 ① 大人は、18 歳以上とする。
② 小人は、18 歳未満とする。
補足 2 剣道・居合道の両道に入会する場合は、剣道月額 1,000 円の他に、居合道月額 800 円を支払う。
但し、居合道のみ入会の場合は、月額 800 円とする。
補足 3 会計報告は、毎年 3 月末に行う。

付則 I 傷害等、不慮の事故は、全て自己責任とする。
なお、本会が紹介する傷害保険の加入を推奨する。

付則 II 幹事（剣道代表） 樋口 一洋 TEL 090-1625-8864
幹事（居合道代表） 渡邊 俊美 TEL 090-9923-5375
会計（剣道副代表） 杉山 正和 TEL 090-4187-3806

付則 III 1. 昭和 61 年 5 月 17 日 施行
2. 平成 24 年 8 月 1 日 改正
3. 平成 27 年 5 月 17 日 改正
4. 平成 28 年 9 月 1 日 改正
5. 令和 元年 5 月 1 日 改正